関 市 教 育 振 興 計 画

平成 24 年 3 月

関　　市

は　じ　め　に

近年、少子高齢化や核家族化、科学技術の進歩や社会のグローバル化など、社会構造の変化が進み、教育を取り巻く環境は大きく変化してきました。

こうした中で、平成 18 年に教育基本法が 60 年ぶりに改正され、教育の普遍的な理念である、「知・徳・体」を重視した教育の目標を掲げ「生涯学習の理念」「家庭教育」及び「学校、家庭、地域住民等の連携協力」等の条項が新設されました。さらに、国では平成 20 年 7 月には教育に関する総合的な計画として「教育振興基本計画」が策定され、地方公共団体においても、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることとされました。

関市においては、「関市第 4 次総合計画」にまちの将来像を描きながら、本市の教育施策を推進していくために「関市教育振興計画」を策定しました。

計画の策定においては、「関市教育振興計画策定委員会」を設置し、教育にかかわる様々な分野の方々からご意見をお聴きしながら進めてまいりました。

この計画は、これからの関市の教育行政の指針と施策を示すものであります。そして、新たな時代に対応した人材を育成するために、今後 10 年間のめざす教育の姿として「みんなでつくろう　豊かな心と志を持ち　力強く生きる市民が育つまち」を基本理念として掲げました。

この基本理念を基に、教育活動の主体となる学校・家庭・地域、そして行政が担う基本的な役割を明らかにし、それぞれが連携、協力しながら関市の教育の推進を図るものです。

最後になりましたが、本計画の策定にご尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ関係各位に厚くお礼申しあげますとともに、子どもたちが心豊かに学び成長する社会、市民が豊かな伝統・文化を継承し、生涯を通して学習やスポーツに親しむ活力ある社会の実現に向けて全力で取組んでまいりますので、皆様方の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

平成 24 年３月

関市教育長　吉　田　康　雄

目　次

第１章　計画の策定にあたって …… 1

１　計画策定の趣旨 …… 1
２　計画の位置づけ …… 3
３　計画の期間 …… 3
４　教育に関する主な制度等の状況 …… 4

第２章　人口及び学校等の状況 …… 6

１　人口の推移等 …… 6
２　幼稚園、保育所、小学校、中学校の状況 …… 8

第３章　関市のめざす教育の姿 …… 10

１　計画の基本理念 …… 10
２　基本目標 …… 11
３　計画の体系 …… 13

第４章　基本施策 …… 14

１　学校教育の推進 …… 14
２　家庭・地域の教育力の充実 …… 24
３　生涯学習の推進 …… 27
４　スポーツ活動の推進 …… 34
５　文化芸術活動の推進 …… 40

第５章　計画の推進 …… 47

１　計画の進行管理 …… 47
２　計画の見直し …… 47

資料編 …… 48
1　計画策定の経緯 …… 48
2　関市教育振興計画策定委員会設置要綱 …… 49
3　関市教育振興計画策定委員会名簿 …… 50
4　関市教育振興計画検討委員会設置要綱 …… 51
5　関市教育振興計画検討委員会名簿 …… 52
6　用語説明 …… 53

第１章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨

教育を取り巻く環境が大きく変化し、さまざまな課題が生じてきた中、平成18 年に教育基本法が改正されました。改正教育基本法では、幅広い知識と教養を身につけ、豊かな情操と道徳心を培い、健やかな身体を養うなど「知・徳・体」を重視した教育の目標を掲げ、「生涯学習の理念」「家庭教育」「学校、家庭、地域住民等の連携協力」等の条項が新設されました。

こうした経過や理念を踏まえ、国においては総合的かつ計画的に教育施策を推進するための「教育振興基本計画」を策定し、社会全体で教育の向上に取り組むこと、個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基礎を育てることなどをめざしています。

これを受けて、岐阜県においても平成 20 年 12 月に「岐阜県教育ビジョン」を策定し、子どもたちに、自ら学び考え行動できる「自立力」、豊かな人間関係を広げ深めていく「共生力」、そして、高い志をもって夢に挑戦していく「自己実現力」の３つの力を育み、豊かで活力ある地域づくりに貢献できる「地域社会人」を育成することを基本理念として掲げています。

本市においては、「関市第４次総合計画」にまちの未来像を置きながら、教育分野では、「郷土を誇りに思い、豊かな心と志を持つ市民が育つまち」を目標に掲げ、行政の各種施策を展開しています。

今後、社会情勢が大きく変化していく中で、教育分野の多様なニーズや少子高齢化など今日的な課題に対応していくため、関市の教育行政の方向性を明らかにし、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「関市教育振興計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

図　「教育」を取り巻く現状課題

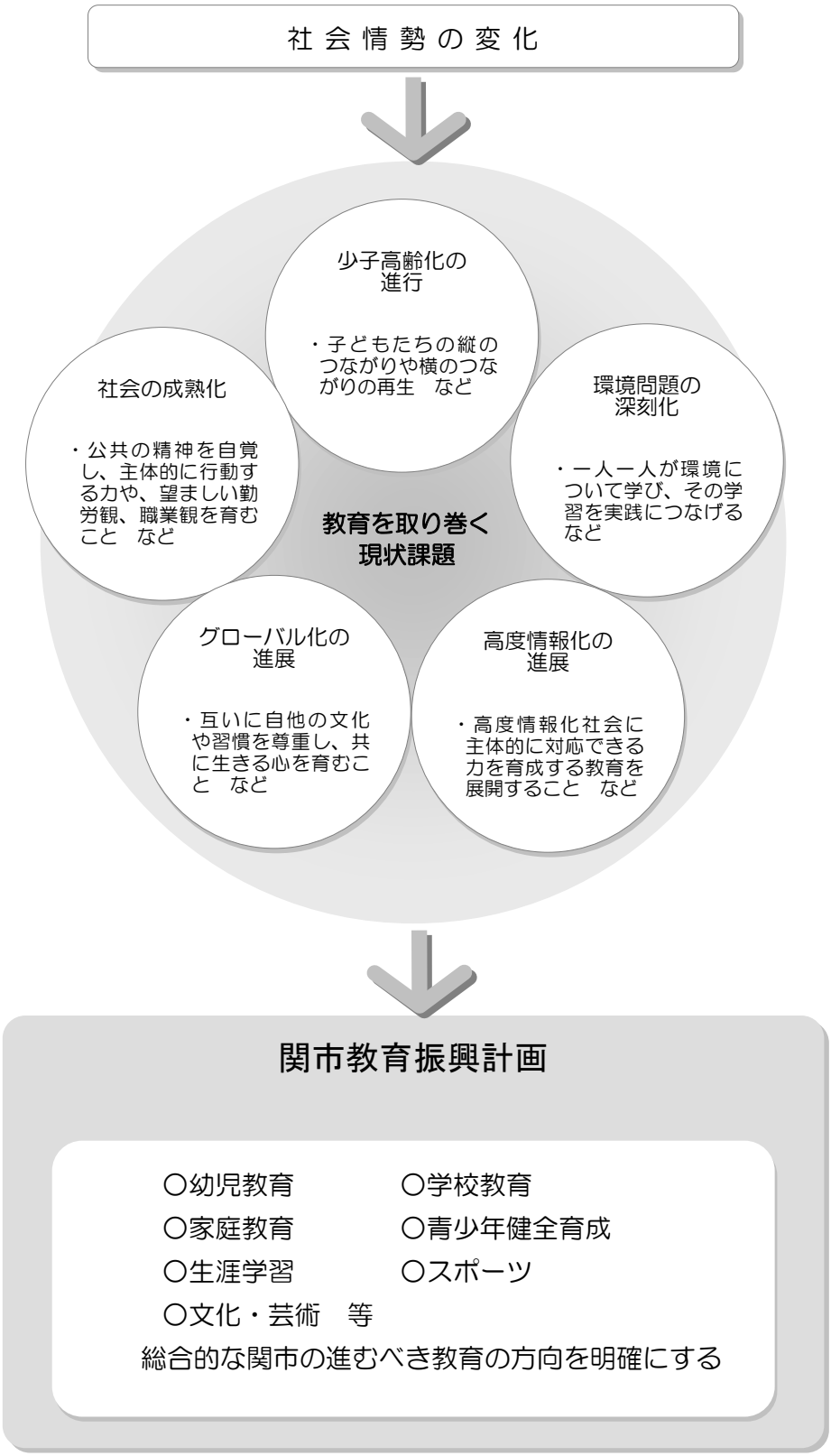

2　計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第 17 条第２項の規定に基づき地方公共団体に策定が求められている市の教育振興基本計画として位置づけ、関市第４次総合計画との整合を図るものとします。

また、教育の個別部門における計画である「関市生涯学習まちづくり計画」、「関市スポーツ振興計画」等との整合を図りながら、総合的かつ一体的に教育振興を推進していくものです。

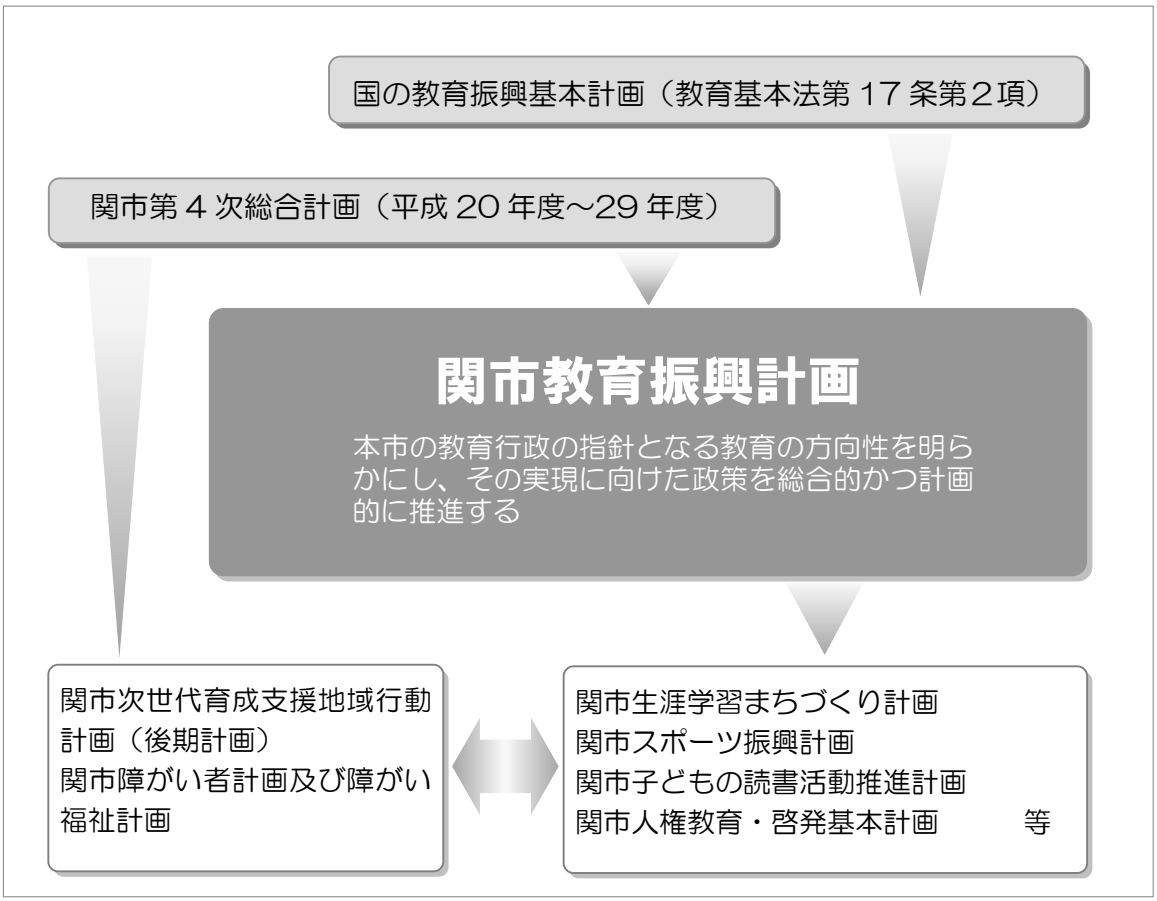

3　計画の期間

計画期間は、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とします。

なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化などが予想されるため、平成 28 年度に見直しを行います。

４　教育に関する主な制度等の状況

（１）教育基本法の改正

平成 18 年の教育基本法の改正により、新たに「公共の精神」の尊重、「生命や自然を尊重する態度」の育成、「伝統や文化」の継承と尊重、「国際社会の平和と発展」に寄与する態度が、従来に加えて教育の目標に位置づけられるなど、新しい教育の基本理念が示されました。

（２）学校教育法の改正

平成 19 年６月に学校教育法の一部改正が公布されました。これにより教育基本法の改正を踏まえて義務教育の目標が具体的に示されるとともに、小・中・高等学校等においては、生涯にわたり学習する基盤を培うことと、そのための基礎的な知識及び技能を習得、さらに課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うこと、などが定められました。

（３）学習指導要領の改訂

学習指導要領は、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持・向上のために、すべての児童生徒に対して指導すべき内容を示す教育課程の基準であり、具体的には、各教科等の目標やおおまかな内容を定めています。平成 20 年３月に「生きる力」を育むという学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手だてを確立する観点から改訂されました。

（４）教育振興基本計画の策定

地方公共団体は、教育基本法第 17 条第２項の規定に基づき、教育基本法に示された理念の実現に向け、これからの教育に必要な施策を総合的、体系的に取りまとめる教育振興基本計画を策定することが求められています。

（５）社会教育関係三法の改正

平成 20 年には社会教育法と図書館法、博物館法が改正されました。

社会教育法の改正では、社会教育行政が生涯学習の振興に寄与することが明記されました。これにより、生涯学習の理念と時代の求めに応じるため、教育委員会において高度情報化に対応するための講座の開設や放課後子ども教室の推進、社会教育主事の職務の拡大を明記するなど、地域の教育力向上に向けた社会教育の役割がより明確になりました。

図書館法と博物館法の改正では、学習成果を生かすことのできる事業を行うことや、学校や公民館などの関係教育機関との協力、連携を推進するよう定められました。

また、平成 23 年の改正においては、従来は法律で規定されていた公民館運営審議会委員・図書館協議会委員・博物館協議会委員の委嘱・任命基準は、省令の基準により、条例で定めることとされました。

（６）スポーツ基本法の制定

平成 22 年 8 月に文部科学省により、我が国の「新たなスポーツ文化の確立」を目指し、「人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視」と「連携・協働の推進」を基本的な考え方として、今後の我が国のスポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略」が策定されました。

さらに、「スポーツ振興法」の制定から約 50 年が経過し、スポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する認識が大きく変化する中で、時代にふさわしい法整備を行うことが急務であるとの認識の下、スポーツ振興法が全面改正され、平成 23 年６月に「スポーツ基本法」が制定されました。スポーツ基本法は、スポーツに関する基本理念を定め、国や地方公共団体の責務、並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めています。

（７）文化芸術振興基本法の制定

平成 13 年 12 月に「文化芸術振興基本法」が制定されました。

基本法のなかで地方公共団体は、「国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努める」こととされています。

第２章　人口及び学校等の状況

1　人口の推移等

（１）年齢別（３区分）人口及び人口割合の推移

本市の年齢（３区分）人口の推移（図-１）をみると、0～14 歳人口及び15～64 歳人口は減少傾向、65 歳以上人口は増加傾向となっています。

年齢（３区分）人口割合の推移（図-2）をみると、0～14 歳人口及び 15～64 歳人口は減少し、65 歳以上人口は増加しています。平成 12 年には65 歳以上人口比率が 0～14 歳人口比率を上回りました。

図－1　年齢別（3 区分）人口の推移

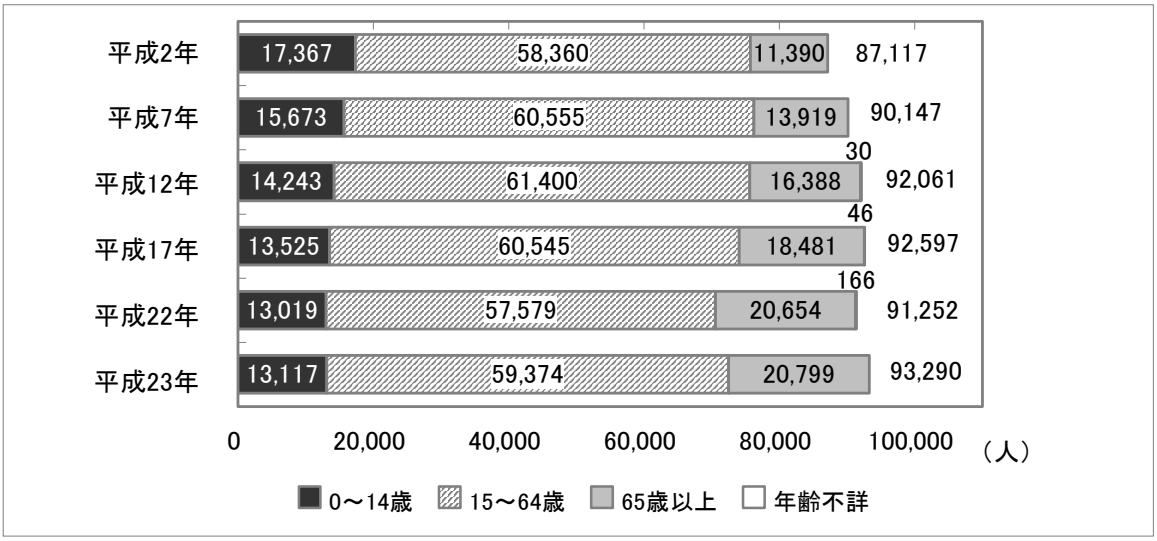

図－2　年齢別（3 区分）人口割合の推移

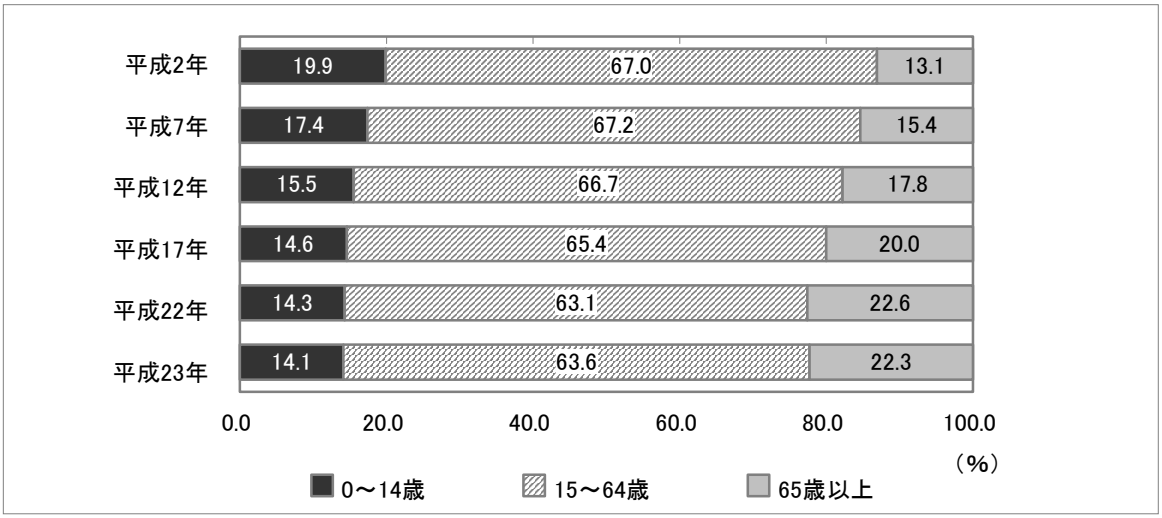

資料：平成 2 年から平成 22 年は国勢調査、
平成 23 年は住民基本台帳（4 月 1 日現在）

（２）児童人口の推移

本市の児童人口の推移（図-3）をみると、平成 23 年には 15,850 人となっています。平成 19 年に比べ 4 年間で 684 人減少しており、年々減少傾向がみられます。

図－3　児童人口の推移

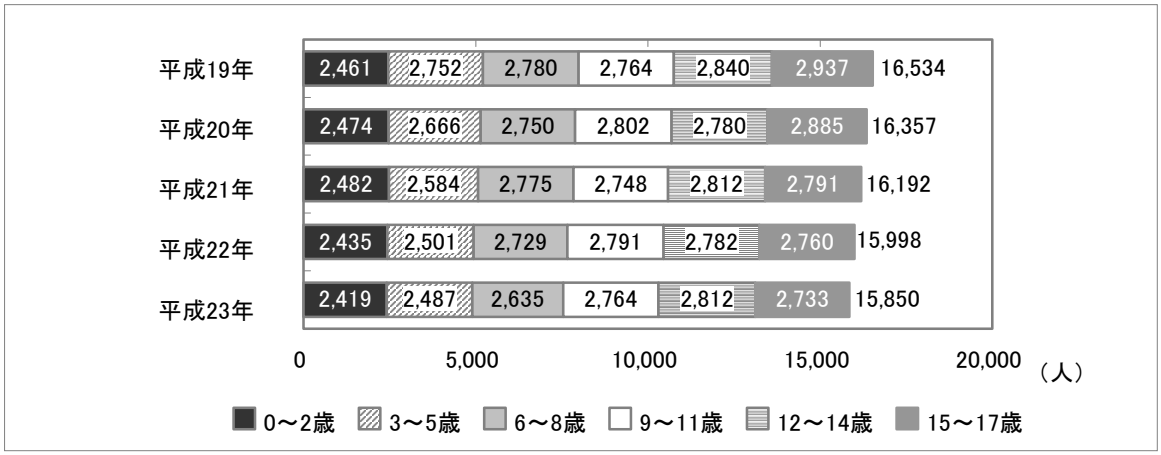

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

（３）地区別年齢別（３区分）人口割合の状況

地区別の年齢（３区分）人口割合の状況（図-4）をみると、平成 23 年 4 月 1 日現在で板取地域、武儀地域、上之保地域において 0～14 歳の人口割合が 1 割以下となっています。また、他の地域に比べ、板取地域において 65 歳以上の人口割合が高く、4 割を上回っています。

図－4　地区別人口割合の状況

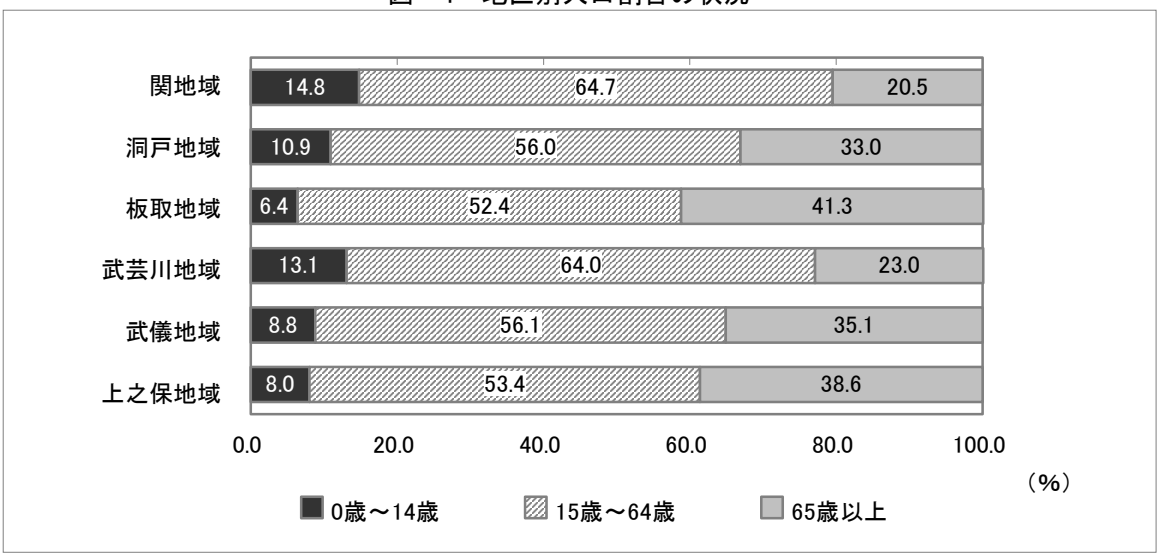

資料：住民基本台帳（平成 23 年年 4 月 1 日現在）

（４）出生数と出生率の推移

出生数は、平成 22 年で 811 人となっています。平成 19 年以降、出生率は横ばいで推移しています。（図-5）

図－5　出生数と出生率の推移

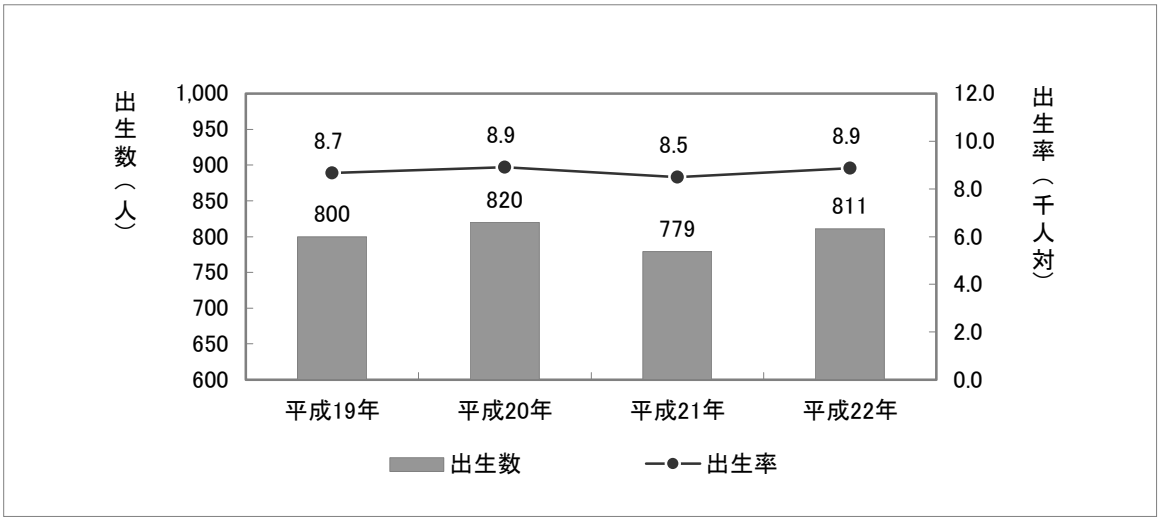

資料：関市統計資料
出生数は各年前年の 10 月 1 日から 9 月 30 日の住民登録による

2　幼稚園、保育所、小学校、中学校の状況

（１）幼稚園、保育所の状況

本市の幼稚園及び保育所の児童数は平成 23 年で幼稚園が 872 人、平成 22 年で保育所が年度当初で 2,026 人、年度末で 2,234 人となっています。

近年では、幼稚園及び保育所の児童数、在籍率は減少傾向にあります。（表-1）

表－1　幼稚園、保育所における児童の在籍状況　　単位：人、％

年	幼稚園			保育所					
	私立			年度当初（4/1）			年度末（3/1）		
	児童数	定員	在籍率	児童数	定員	在籍率	児童数	定員	在籍率
平成 17 年	913	1,475	61.9	2,147	2,350	91.3	2,357	2,350	100.2
18 年	929	1,475	63.0	2,169	2,380	91.1	2,385	2,380	100.2
19 年	908	1,455	62.4	2,168	2,390	90.7	2,361	2,390	98.7
20 年	915	1,455	62.9	2,092	2,390	87.5	2,286	2,390	95.6
21 年	863	1,455	59.3	2,064	2,400	86.0	2,245	2,400	93.5
22 年	845	1,455	58.1	2,026	2,390	84.7	2,234	2,390	93.4
23 年	872	1,455	59.9						

資料：関市統計資料

（２）小学校の状況

本市には、小学校が 19 校あります。学級数は平成 21 年まで増加傾向にありましたが、近年は減少に転じています。教員数は年々増加していますが、小学校児童数は年々減少傾向がみられます。（表-2）

表－2　小学校の状況

区　分		平成 17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
学校数	（校）	19	19	19	19	19	19	19
学級数	（学級）	217	223	226	228	233	227	226
内：特別支援学級	（学級）	24	25	26	30	31	28	29
教員数	（人）	342	348	353	357	361	359	360
児童数	（人）	5,462	5,459	5,502	5,487	5,455	5,462	5,346
1 学級あたり児童数	（人）	25.2	24.5	24.3	24.1	23.4	24.1	23.7

資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

（３）中学校の状況

本市には中学校が 11 校あります。生徒数は年々減少傾向にありましたが、平成 23 年には増加しています。平成 17 年と比較すると、6 年間で 134 人減少しています。（表-3）

表－3　中学校の状況

区　分			平成 17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
市立	学校数	（校）	11	11	11	11	11	11	11
	学級数	（学級）	100	103	101	100	96	100	103
	内：特別支援学級	（学級）	14	20	19	20	15	20	18
	教員数	（人）	227	226	228	223	215	217	224
	生徒数	（人）	2,858	2,788	2,755	2,702	2,722	2,694	2,724
	1 学級あたり生徒数	（人）	28.6	27.1	27.3	27.0	28.4	26.9	26.4

資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

第３章　関市のめざす教育の姿

1　計画の基本理念

本市では、「関市第４次総合計画」の基本理念において“改革と協働で築く自立のまち”をめざすなかで、教育分野においては、“学力だけでなく、郷土をよく知り、郷土を誇りに思い、豊かな感性、理性を持ち、志を持ち力強く生きる市民が育つまち”をめざしています。

社会の変化に柔軟に対応しつつも、しっかりとした自らの夢と大きな志を持ち、目標の実現に向かって着実に努力していく人の育成が求められます。このようなたくましさを持った人を育てるためには、生きるための強い心や他を思いやる優しい心など豊かな人間性もバランスよく育んでいく必要があります。また、まわりの人や社会に自ら働きかけるという経験を積み重ねていき、人と人とのつながりの中でともに生きながら、人としての生き方を学んでいく力も大事になります。

そこで本市では、今後 10 年間のめざす教育の姿として、「みんなでつくろう豊かな心と志を持ち力強く生きる市民が育つまち」を基本理念として掲げます。

＜本計画の基本理念＞

みんなでつくろう　豊かな心と志を持ち
力強く生きる市民が育つまち

2　基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の４つの基本目標を定めます。

基本目標１

一人一人の児童生徒が主体的に力を伸ばすことができる教育を進めます

心豊かでたくましく生きる児童生徒を育てるため、地域の伝統や文化を大切にし、豊かな心と自ら学ぶ意欲をもち、思考力・判断力・表現力を身に付けた心身ともに健全な児童生徒の育成を図れるよう、創意工夫ある教育活動を進めます。

基本目標２

児童生徒が安心して通うことのできる安全な学校づくりを進めます

児童生徒の安全確保を最優先に考え、家庭・地域社会・関係諸機関との連携を強化するなど、安全・安心な教育環境の確立をめざします。また、保護者・地域住民等に対する教育活動の公開や情報提供を積極的に行い、教育活動への参画の機会を設けるなど、地域に開かれた学校づくりを進めます。

基本目標３

家庭・学校・地域が連携して自立的で心豊かな人づくりを進めます

幼児期から発達段階に即して同世代や大人を含めた異年齢集団の中で、人間関係の醸成を図ることが重要であり、そのため、家庭・学校・地域社会が、それぞれの果たすべき役割を十分認識しながら、互いに連携・協力しあい、自律的で心豊かな人づくりを進めます。

基本目標４

生涯学習・スポーツ・文化芸術の推進を通して市民の生きがいづくりを進めます

市民一人一人が豊かな心と創造性を育み、生涯を通じて健康で多様な学習機会に恵まれた、明るく活力ある社会づくりが求められる中、生涯学習や読書活動の推進、生涯スポーツの推進、文化芸術活動の振興、文化財・伝統芸能の継承と発展などを通じて、心の豊かさを実感できる誇りあるふるさと関市づくりを進めます。

3　計画の体系

基本理念

**みんなでつくろう　豊かな心と志を持ち
力強く生きる市民が育つまち**

基本目標	基本施策	施策の方向
基本目標１ 一人一人の児童生徒が主体的に力を伸ばすことができる教育を進めます 基本目標２ 児童生徒が安心して通うことのできる安全な学校づくりを進めます 基本目標３ 家庭・学校・地域が連携して自立的で心豊かな人づくりを進めます 基本目標４ 生涯学習・スポーツ・文化芸術の推進を通して市民の生きがいづくりを進めます	１　学校教育の推進	（１）確かな学力、豊かな心、健やかな身体の育成 （２）個に応じた教育の充実 （３）教職員の資質向上と学校組織機能の強化 （４）高等学校教育の推進 （５）教育環境・教育条件の整備
	２　家庭・地域の教育力の充実	（１）家庭・地域の教育力の向上 （２）青少年の健全育成
	３　生涯学習の推進	（１）市民のニーズを踏まえた学習機会の充実 （２）生涯学習活動の支援 （３）学習成果を活かす支援 （４）図書館サービスの充実
	４　スポーツ活動の推進	（１）生涯スポーツの推進 （２）競技スポーツの振興 （３）スポーツ環境の整備・充実
	５　文化芸術活動の推進	（１）文化芸術に親しむ機会の充実 （２）市民の主体的な文化芸術活動への支援 （３）親しめる文化財の保護・活用 （４）文化・歴史に親しめる施設環境の整備・充実

第４章　基本施策

「基本理念」「基本目標」に基づき、今後 10 年間で取り組むべき施策を次のとおり定めます。

施策の推進にあたっては、学校、家庭、地域の横の連携や世代間の縦の繋がりの強化、豊かな人間性を育てるという３つの視点を持ちつつ、関係部局と連携する中で取り組んでいきます。

1　学校教育の推進

＜基本施策＞　＜施策の方向＞

1　学校教育の推進
- （１）確かな学力、豊かな心、健やかな身体の育成
- （２）個に応じた教育の充実
- （３）教職員の資質向上と学校組織機能の強化
- （４）高等学校教育の推進
- （５）教育環境・教育条件の整備

（１）確かな学力、豊かな心、健やかな身体の育成

現状・課題

- 幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。そのため、集団の中での自発的な遊びを通して、「生きる力」の基礎を培うとともに、幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援が必要です。
- 子どもが確かな学力を身につけるためには、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが必要です。
- 社会の変化にともなって、社会生活上のルールや基本的なモラルなどの意識の低下が指摘される中、子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身につけるとともに、自尊感情や他人への思いやり、生命を尊重する心、公共の精神など豊かな心の育成が求められています。
- 子どもに生涯にわたる健康の保持促進の基礎を培うため、積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成することが求められます。そのため、学校教育を中心に体育・スポーツ活動を推進し、子どもの体力・運動能力の向上を図ることが重要です。

●全国的に偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身などの健康に関する課題があげられ、子どもの心身の健全な発達のため、食育や健康教育を推進していくことが必要です。

施策の方向

①「確かな学力」の育成

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、指導方法の創意工夫を図り、基礎的・基本的な知識・技能とともに、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力をバランスよく身に付け、主体的に学ぶ子どもの育成に取り組みます。また、地域社会の持つ教育力を活用し、体験的でより専門的な授業の実施に取り組みます。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
子ども学習支援事業の充実	まなびセンターに教育研究所としての機能を強化し、多様化する児童生徒の学習を支援します。また、教職員研修を充実し、その資質能力の一層の向上を図ります。	まなびセンター
幼保・小との情報交換、連携強化	幼稚園や保育園と小学校との教育実践の交流や研修を通して、一貫性のある教育をめざし、小学校との情報交換会を含んだ研修会を開催します。	学校教育課
校内ＬＡＮ環境の充実	情報社会に対応していくために、市内小中学校のＩCT 教育を充実させ、児童・生徒の情報活用能力を育成します。	学校教育課
国際性を養成する教育の推進	小学校からの英語等の語学教育の推進・充実を図るとともに、国際理解教育を推進し、国際性を養成する教育に努めます。	学校教育課
わかあゆプラン	「たくましく生きる力」の育成を図るために、義務教育の始まりである低学年から一人一人に応じた、よりきめ細やかな教育を推進します。	学校教育課

②「豊かな心」の育成

人とのかかわり合いを通して、よりよく生きるための規範意識や道徳性が育つよう、家庭・地域とともに連携した道徳教育を推進します。

子どもの豊かな人間性と社会性を培うため、発達段階に応じて、地域の自然や歴史、文化、産業など人々の営みにふれる体験活動や環境教育を実施します。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
道徳教育の推進	家庭や地域と連携して児童生徒の道徳的実践力を育成します。	学校教育課
学校人権教育推進事業の推進	学校における人権教育を一層充実させ、住みよいまちづくりをめざします。	学校教育課
環境教育の推進	よりよい環境づくりに取り組む実践的態度・能力を育成するために、環境教育を推進します。	学校教育課
「ふるさと教育」の充実	市の自然、歴史、文化、産業などを学習教材として、市の学習施設等も活用しながら見学や調査等を行う体験活動を推進します。	学校教育課

③「健やかな身体」の育成

生涯にわたり、心身ともに健康で、活力ある生活を送るために、体育及び保健体育の授業やスポーツ行事等を通して、自ら進んで運動する習慣の定着を図ります。また、地域スポーツクラブや各種スポーツ教室などへの積極的な参加を促し、体力向上の取組を支援します。

また、子どもの望ましい食習慣を形成し、心身の成長や健康の保持増進を図るとともに、生産や流通に携わる人への感謝、食文化などを含めた食の大切さを学ばせ、健全な食生活を実践することができるよう、食育を推進します。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
体育の授業や学校行事などにおけるスポーツの充実	運動会や球技大会など、学校での体育的行事を充実させ、体力や運動能力の向上を図ります。体育授業の充実を図るため発達段階に応じた指導計画の充実を図ります。また、学校からの要請に応じ、指導者などを派遣できるよう、各種組織・団体・総合型地域スポーツクラブなどの体制整備の検討を進めます。	学校教育課
運動部活動の活性化	学校教育活動の一環として中学校の運動部活動に協力、支援していきます。また、地域スポーツクラブとの連携を充実させ、スポーツ活動を活性化させます。	学校教育課
食育推進事業	学校における食育推進事業を進めます。	学校教育課
プチセレクト給食、地産地消の給食の充実	将来、偏った食べ方をしないために献立を選ぶ楽しい食事を体験します。地元の食材を給食に取り入れることで生産者への感謝の気持ちや地域を知り、ふるさとを愛する心を育てます。	学校給食センター
食生活相談・指導の充実及び栄養改善事業の推進	食生活の相談及び個別指導の充実及び正しい栄養知識の普及を図ります。	保健センター

（２）個に応じた教育の充実

現状・課題

●子どもには、それぞれ多様な能力や適性、興味・関心があり、これらの特性等を十分理解し、それに応じた教育的支援が求められています。
障がいのある子どもや不登校、問題行動等への対応として、一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服する適切な指導や必要な支援を進めていくことが重要です。

施策の方向

① 特別支援教育の推進

教職員を対象とした研修の一層の充実を図るなど、一人一人の障がいの種類や能力・適性及び発達段階に応じた教育を推進していきます。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
適正就学指導	障がいのある児童生徒及び就学前幼児に対し、一人一人の発達や障がいなどの状況に応じて保育、療育機関との連携を密にとりながら適正な就学の指導を行います。 また、個々の障がい児の能力・適性が的確に把握できるよう、特別支援教育指導員が学校訪問するなど、きめ細かな就学支援を進めていきます。	学校教育課
特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、必要経費の一部を負担していきます。	学校教育課
交流・共同学習の推進	特別支援学級が設置されている学校では、できるだけ障がい児と健常児が共に過ごす時間を設け、交流の中で障がいについて理解が深まるようにします。また、能力や特性に応じて、障がいに配慮しながら、学習方法を工夫します。	学校教育課
特別支援教育アシスタントの配置	通常の学級において、生活支援が必要な児童生徒にボランティアとして、教職員と協力して支援するアシスタントを配置して、きめ細かい支援の充実を図ります。	学校教育課

② 児童生徒への相談・支援体制の充実

児童生徒の社会性を培い、自主性や自律性、主体性を育むため、関係機関との連携を図り、児童生徒の理解に基づく生徒指導を行うとともに、相談・支援体制を充実します。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
生徒指導の充実	不登校・問題行動を予防するため、積極的な生徒指導の強化と小中の連携の推進を図ります。	学校教育課
心の教室相談員、心のサポーターの配置	不登校やひきこもりなどの悩みを抱える子どもや親の相談に対して、心の教室相談員、心のサポーターを配置します。	学校教育課
外国人児童生徒の教育	外国人児童生徒への学習支援や、日本語習得を支援します。	学校教育課

（３）教職員の資質向上と学校組織機能の強化

現状・課題

●学校の教育力を高めるためには、教職員個々の能力を高め、さらに学校としての総合力を高めることが重要です。そのため、教職員としての資質や実践的指導力の向上を図るとともに、学校組織機能の強化を図り、信頼される学校づくりに努めることが重要です。

施策の方向

① 教職員の資質向上

教職員として、使命感と倫理観を持つとともに、豊かな人間性を養うことに努めます。また、子どもの心に寄り添い、個々の学びの要求に応えられるよう、さらなる実践的指導力の向上を図ります。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課
小中学校教職員研修の推進	教職員の人間性と専門性を磨き、児童生徒一人一人の良さや可能性を伸ばす指導力の向上を図ります。	まなびセンター

② 学校組織機能の強化

学校情報を幅広く公開するなど、地域に開かれた学校づくりを推進し、保護者や地域住民が学校についての理解を深め、学校・家庭・地域の連携を進めやすい環境づくりに取り組みます。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
共生学校づくりの推進	「次代を担う地域の子どもは地域で育てる」という視点のもと、保護者や地域社会の持つ教育力を学校教育に活用する取組や各校における地域共生会議の充実を図り、学校支援ボランティア構想を推進します。また、寺子屋事業の展開に向けた取組を進めます。	学校教育課
特色ある学校づくりの推進	地域や学校の特性に応じ、各学校が創意工夫をこらし、地域と連携して特色ある学校づくりを推進します。	学校教育課
学校評議員会の充実	豊かな心と自ら学ぶ意欲を持ち、思考力・判断力・表現力を身につけた健全な児童を育成するため、学校・家庭・地域社会が連携協力し、一体となって子どもを育てるため、各校の学校評議員会組織の充実を図ります。	学校教育課

（４）高等学校教育の推進

現状・課題

●関商工高等学校では、「至誠明朗」の校訓を体し、知・徳・体の調和のとれた創造的・人間性豊かな実践力のあるスペシャリストの育成を図るため、工業・商業両科の特色を生かした専門高校として時代の要請に応えることが求められています。また、昨今の社会変化に対応すべく、大学進学等を経て、より専門性を持つ人材を育成することが求められています。

施策の方向

① 高等学校教育の充実

関商工高等学校の更なる発展のために、実践力のある社会人、地域人を育むための、専門高校教育を充実します。また、大学進学希望者の増加に対応するため、進学指導体制の充実を図ります。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
学力と技能が身につく教育の推進	産業界の国際化、情報化等が進展する中で、より専門的な技能・技術・知識が身につく高等学校教育を推進します。また、就業体験を目的としたインターンシップ活動や刃物まつりなどの協賛事業に積極的に参加し、各種体験活動に取り組みます。	関商工高等学校
進学体制の充実	社会・時代の要求に応えるより高い専門性を持つ人材を育成するため、進学指導体制を充実し、大学進学希望者の支援を推進します。	関商工高等学校
中高交流教育の充実	関商工高等学校の教育力を活用し、中学校への出前授業や行事・部活動の交流を行うなど、中学校教育との連携を推進します。	関商工高等学校

② 高等学校施設の整備・充実

安全で快適な教育環境を確保し、効果的で効率的に施設を運営するため、学校施設等の整備・充実を推進します。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
教育施設の整備の推進	学校施設の耐震化を順次実施するとともに、老朽化した施設の改修等を推進します。	関商工高等学校
教育設備の整備の推進	教育実習用装置・備品や部活動備品等の整備を進め、専門高等学校にふさわしい教育環境の整備を推進します。	関商工高等学校

（５）教育環境・教育条件の整備

現状・課題

●子どもが安全な環境の中で、安心して快適な学校生活が送れるよう、学校施設・設備等の整備・充実が必要です。
●平成 17 年の市町村合併により、小学校・中学校は３０校となりました。そのような中で、少子化や過疎化等による児童生徒数の減少など国で示す標準規模に満たない学校が増えており、今後、更に少子化が進むことが予想されることなどから統廃合のあり方の検討が必要です。
●就学や進学における保護者の経済的負担の軽減や、教育機会の均等を保障するための適切な支援を行っていくことが重要です。

施策の方向

① 学校施設等の整備・充実、学校規模の適正化、安全体制の確保

安全で快適な学習環境を確保し、効果的で効率的に施設を運営するため、学校施設等の整備・充実を図るとともに、小学校・中学校の適正規模化を図ります。

また、子どもの登下校を含めた学校の安全を確保するため、家庭・地域と連携した教育環境づくりを推進します。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
小中学校施設整備の推進	小中学校校舎、屋内運動場等の耐震化・改築等を推進します。	教育総務課
学校規模の適正化の推進	子どもたちに、より良い教育環境を整え、教育効果を高めるために、懇談会等を設置し地域の実情等を勘案し，PTA や地元関係者などの意見・要望を踏まえ学校規模の適正化を推進します。	教育総務課 学校教育課
安全な通学路の確保	学校内や通学路の安全性を確保するなど学校環境の整備を図ります。	教育総務課 （土木課）
自治防犯防災会などの防犯関係機関との連携強化	各種犯罪を未然に防ぐため、防犯関係機関との連携を密にし、防犯諸団体の活動を支援します。	危機管理課 （関警察署）

② 教育の機会均等の保障と保護者負担の軽減

経済的理由から就学が困難な子どもに対する就学援助等により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
準要保護就学支援事業	生活保護を必要とする世帯または生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童・生徒に対し、義務教育を円滑に実施することができるよう、学用品費や修学旅行費などの一定の援助を行います。	学校教育課

③ 学校施設の防災機能の整備充実

学校施設が災害時に地域の避難所としての役割を担うために、施設の整備や防災教育など避難所における防災機能の向上を図ります。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
防災機能の強化充実	避難所となる学校施設は、災害時に必要な諸機能を備えることが求められるため、避難住民に対して健康的で衛生的な室内環境の確保、適切な要援護者対策など防災機能の強化に向けて取り組みます。	教育総務課 危機管理課
避難所運営の確立	災害時に避難所の運営を行うために、防災担当部局、教育委員会、学校、地域住民などが互いに連携していく必要があり、避難所運営マニュアルを確立し、防災訓練を実施するなど関係者への周知を図ります。	教育総務課 危機管理課 学校教育課

2　家庭・地域の教育力の充実

＜基本施策＞　＜施策の方向＞

２　家庭・地域の教育力の充実
- （１）家庭・地域の教育力の向上
- （２）青少年の健全育成

（１）家庭・地域の教育力の向上

現状・課題

●核家族化や少子化、人のつながりの希薄化などの中で、過保護・過干渉や過度の放任、児童虐待、地域から孤立した親の育児不安の広がりなど、家庭・地域の教育力の低下が懸念されています。
このような状況の中で、家庭教育に関する情報や学習機会の提供などを通して、家庭の教育機能を高めるとともに、家庭・地域での子育てを支援し、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進めるとともに、子どもの人権を最大限尊重する意識の向上が求められます。

施策の方向

① 家庭・地域の教育支援

　親としての自覚をもち、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、様々な機会を通じての学習機会や相談体制を充実し、多世代の交流や家庭での教育を支援します。

　また、子どもを地域で守り育んでいくため、人権について大人が正しく学び、理解を深められるよう情報提供や啓発を推進するとともに、地域での人権に関する研修や学習機会を充実します。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
乳幼児期家庭教育学級の充実	子どもの心身の成長と発達や、しつけや家庭の関わり方について学ぶとともに、親同士の仲間作り、情報交換の場を提供します。	生涯学習課
家庭教育学級の充実	幼稚園、保育園、小・中学校の親の会やＰＴＡで開催する家庭教育学級の内容の充実を図ります。	生涯学習課
乳幼児の本との出会いづくり	１歳児健診時に、ブックスタートパック（赤ちゃん向けの絵本や、イラスト入りのアドバイス集）の配布を行い、子どもたちの心身が健やかに成長していくよう応援しています。	図書館
留守家庭児童教室の充実	家に帰っても保護者等がいない児童が、放課後を安心安全に過ごすため学校と家庭が連携し、留守家庭児童教室の一層の充実を図ります。	子ども家庭課
主任児童委員の活動	地域で発生する個別事案について関係行政機関と連携を密にし、児童の家庭環境・社会環境の情報を収集しながら相談・支援活動を行います。	子ども家庭課

（２）青少年の健全育成

現状・課題

●青少年の健全育成を図るために、学校・家庭・地域・関係機関が連携して、すべての市民が子どもの育成に関心をもち、青少年を取り巻く有害な環境の浄化など主体的に関わる取組の推進が必要です。

●子どもが育つ環境が変化し、子どものコミュニケーション能力や社会性の不足が懸念されます。放課後などに子どもたちが安全で安心に遊びや勉強をすることができる居場所づくりのため、学校施設などを活用して多くの地域住民の協力を得て、地域で子どもを育成し、見守る環境づくりが必要です。

●インターネットの利便性は、私たちに大きな恩恵を与えてくれている反面、有害サイト情報の氾濫などが青少年のインターネット等をめぐる問題は年々深刻化しています。

このような状況を踏まえ、青少年を有害情報から守る環境づくりが必要です。

施策の方向

① 地域で支える子どもの育成活動

青少年の健全育成や世代間交流、体験活動など、学校・家庭・地域・関係機関との連携により、子どもの育成活動を推進します。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
少年センターの充実	少年センターの体制充実を図ります。また、街頭補導の有効的補導方法を研究し、実効性のある補導活動の充実を図り、立入調査等による環境浄化を推進します。	生涯学習課
自然体験事業の充実	社会環境の変化に積極的に対応できる力を身につけるため、多種多様な学習機会として自然体験事業の充実を図ります。	生涯学習課
地域社会との交流機会の拡充	青少年の健全育成は、地域社会全体の責任であるという考えのもと、気軽に社会参加ができるような地域社会を形成し、青少年と地域社会との交流を促進します。	生涯学習課
青少年団体の育成	青少年関係団体の活動・組織を充実させ、活動での体験から健全育成につなぐため、各種の団体を育成します。	生涯学習課
青少年を有害情報から守る教育の推進	インターネットや携帯電話による有害情報から青少年を守るため、学校・家庭・地域・関係団体が連携し情報モラルの必要性を認識しながら、青少年が安全に安心してインターネット等を利用できるための教育・啓発を推進します。	学校教育課 生涯学習課
読書講演会の開催 読み聞かせ教室の開催	生涯学習の芽を幼少時代から育てるとともに、読書習慣や図書館利用の定着を図ります。	図書館
生活安全推進協議会の充実 関係機関への提言	青少年の非行・犯罪の複雑化・低年齢化・凶悪化を防止するため、行政・警察・防犯諸団体の一体的な啓発活動を推進します。	危機管理課 （関警察署）

3　生涯学習の推進

＜基本施策＞　　＜施策の方向＞

３　生涯学習の推進
- （１）市民のニーズを踏まえた学習機会の充実
- （２）生涯学習活動の支援
- （３）学習成果を活かす支援
- （４）図書館サービスの充実

（１）市民のニーズを踏まえた学習機会の充実

現状・課題

●学びを通じて、誰もが生涯にわたり豊かな人生を送ることができるよう、大学、企業、ＮＰＯなどと連携を図りながら、市民のニーズに対応した趣味・実技の講座や今日的課題に適応した講座などを開催し様々な学習機会を提供することが必要です。

施策の方向

① 市民のニーズに応じた生涯学習の充実

生涯学習活動への参加を広めていく上で、生涯学習にふれる機会づくりを促進するとともに、ライフステージに応じた学習ニーズを積極的に取り入れ、講座などの学習提供を充実します。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
生涯学習に触れるきっかけづくり	ＳＥＫＩいきいきフェスタやふれあいセンターの文化祭などの発表会を広く市民に周知し、生涯学習活動への参加を促進します。	生涯学習課
ライフステージに応じた学習の提供	子育て教室や健康教室など、ライフステージに応じた学習提供の充実に努めます。	生涯学習課
ニーズにあった学習機会の充実	統一した「実践の記録書」を作成するなど、講座の内容を総合的に検証し、住民ニーズにあった学習機会の充実に努めます。 市民が企画、運営した講座を支援し、多様な学習機会の充実に努めます。	生涯学習課
今日的課題に適応した学習の充実	多様な学習や今日的社会問題に応じた学習の提供を充実します。	生涯学習課

② 身近な地域における学習の充実

身近な地域での学習提供を充実し、学びやすい環境をめざします。また、地域の文化や地域性を活かした学習の提供に努めます。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
地域による学習機会の差の是正	生涯学習センター間の情報交換を強化し、各地域における学習提供を充実します。	生涯学習課
地域に根ざした生涯学習の提供	地域性など地域の実情に応じた時間帯、場所での学習の提供に努めます。	

③ 様々な連携による学習の充実

市内や周辺都市の高等教育機関や企業との連携を図り、より高度な学習や職業につながる学習提供を充実します。また、庁内や地域の中核施設との連携を強化します。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
大学など高等教育機関との連携	中部学院大学など、県内の大学とも連携・協力して、市民への高度・専門的な学習機会の提供に努めます。	生涯学習課
庁内組織の連携の強化	全庁的な取組として、講座やイベントなどの情報をホームページにより提供する仕組みづくりを進め、学習情報の統一的な発信に努めます。	生涯学習課
生涯学習相談員との連携強化	生涯学習相談体制を充実するとともに、地域の生涯学習の振興を図るため、生涯学習相談員との連携を強化します。	生涯学習課

（２）生涯学習活動の支援

現状・課題

●市民の学習を支援するため、市民の誰もがより身近な場で、生涯学習に関する情報が入手できるように、様々な場における情報提供の充実が必要です。
●講座や教室などの講師選定にあたって、市民のニーズ、今日的課題にあった講師選定が重要となっています。また、市内の指導者の新たな学習の機会として、市外からの人材も積極的に活用することも必要です。

施策の方向

① 情報提供の充実

市民の誰もがどこでも生涯学習に関する情報が入手できるように、さまざまな媒体、さまざまな場における情報提供を充実します。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
インターネット、ケーブルテレビを活用した情報提供	インターネット、ケーブルテレビを活用し、サークル活動などの活動状況の紹介に努めます。	生涯学習課
「広報せき」による情報提供の充実	全市的に情報発信する必要がある地域情報を「広報せき」に掲載するなど、情報発信の充実に努めます。	生涯学習課
生涯学習情報提供システムの運用	生涯学習情報提供システムを活用して、市民がいつでも、どこでも、幅広い情報を収集できるようにします。	生涯学習課
活動拠点における活動に関する情報提供	生涯学習センターやふれあいセンターなどで行われている生涯学習活動情報の提供を充実します。	生涯学習課
情報交流ステーションの創設	生涯学習センターやふれあいセンターなどに情報交流ステーションの創設に努めます。	生涯学習課

② 指導者の育成

地域住民の持つ能力や知識を最大限に活かし、地域に根ざした指導者の育成に努めます。また、地域において、より円滑に生涯学習活動が行われるように、生涯学習コーディネーターの配置を進めます。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
指導者の発掘、登録、紹介	地域住民の持つ能力や知識を最大限に活用するとともに、学習者が講師選定をする際の資料として提供する講師情報、学習ボランティア情報の整備を進めます。	生涯学習課
地域に応じた支援の充実	過疎化が進行した地域などにおける講師派遣などの支援策を検討します。	生涯学習課
生涯学習アドバイザーの活用、コーディネーターの養成	関市生涯学習ボランティア・アドバイザーの会がコーディネート能力を発揮できるよう活動を支援します。	生涯学習課

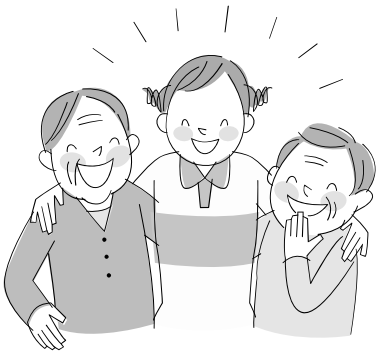

（３）学習成果を活かす支援

現状・課題

●生涯学習・社会教育の振興においては、学習機会の充実に加え、学習の成果を適切に活かすことができる社会の実現が求められています。市民の様々な生涯学習活動の成果を学校や地域に還元するとともに、社会教育で学んだことを子どもの教育に活かしていくことが重要です。

施策の方向

① 学習成果の発表・評価の場の提供

本市の中心的な地区における全市的な発表の場を充実するとともに、市内のあらゆる地区からの参加を支援します。また、各地域の身近な場での発表の場を充実し、学習者と地域住民との交流を育みます。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
中核的施設における発表の場の充実	わかくさ・プラザのエントランスホールなどを活用し、サークル団体などの活動発表の場を提供します。	生涯学習課
地域に根ざした場での発表の推進	社会教育施設において、施設の空きスペースなどを活用した作品展示の場の提供に努めます。	生涯学習課
市全体での発表の場と地域ごとの発表の場の連携	関市文化祭など市全体での発表の場と地域の文化祭や産業祭など地域毎の発表の場との連携を強化し、より多くの人が参加できるように支援します。	生涯学習課

② 学習成果を活かす支援

生涯学習について企業に対して普及啓発するとともに、学習機会の提供を充実します。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
資格取得に向けた学習支援	資格取得につながる学習機会の充実に努めます。	生涯学習課
リカレント教育の充実	高等教育機関と連携し、リカレント教育の充実に努めます。	生涯学習課

③ まちづくりに活かす支援

生涯学習活動を地域づくりに活かすための環境づくりを推進します。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
活動に関する相談支援の充実	指導者や講座情報などのデータを整備するなど、学習相談環境の充実を図るとともに、関市生涯学習ボランティア・アドバイザーの会と連携・協力して、学習相談の充実に努めます。	生涯学習課
地域のイベント（発表会）を通した地域住民の交流	地域のイベント（発表会）の広報や周知を強化し、より多くの地域住民の参加を促進します。	生涯学習課
地域の地縁組織（自治会など）との交流	市民活動団体と自治会の共同開催によるイベント企画を促進します。	生涯学習課
生涯学習センター、ふれあいセンターなどを核としたまちづくりの推進	生涯学習センターやふれあいセンターは、生涯学習活動の拠点施設であるとともに、様々な地域活動の拠点施設でもあります。市民と行政が協働しながらまちづくりの中核的な役割を果たすために、ふれあいのまちづくり委員会などと連携協力し地域の活性化を図ります。	生涯学習課 市民協働課
各活動団体間のネットワークの構築支援	各活動団体間の交流の場の提供や情報交換や協働活動の支援に努めます。	生涯学習課

（４）図書館サービスの充実

現状・課題

●市民の学習意欲が高まり、多様な学習機会が求められる中で、図書館においては、生涯学習活動を支援する施設として充実を図り、市民一人一人に自由な学習の場を提供し、市民生活に密着した「くらしに役立つ図書館」となることが求められます。

●図書館は、教育・学術および郷土の産業、文化の発展に寄与できるよう情報資料提供機関として充実を図ることが必要です。

施策の方向

① 図書館における読書活動の推進

子どもが豊かな読書習慣を身につけられるよう、読み聞かせなどの学習機会を充実します。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
児童図書コーナーの充実	子どもたちが多くの図書にふれられるよう、児童図書及び児童図書コーナーの充実を図ります。	図書館
児童図書を仲介とした活動の実施	親子読書教室やふるさと講座、読書講演会等の各種イベントの開催を充実します。	図書館
ボランティア活動及び情報化による図書館サービスの充実	読み聞かせボランティアによる「おはなしひろば」の開催や、関市読書サークル協議会の協力により「読み聞かせの会」を充実します。また、点訳ボランティアによる点字本の作成と配架、市民ボランティアによる図書の修理をはじめブックスタートの補助を行うなど、ボランティア協力による図書館サービスの充実を図ります。	図書館

② 図書館機能の充実

分館、分室の図書館施設を十分活用するとともに、各種研修会の実施や学校図書館との連携を図ります。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
図書館サービスの拡充	市民の多様なニーズに対応するため、本館、分館・分室の連携を密にするとともに、開館日の拡大等サービスの向上に努めます。	図書館
学習活動及び各種研修会等の開催	図書館司書研修会や関市読書サークル協議会、各種読書ボランティア会議等を実施します。	図書館
学校図書館との連携・協力の強化	学校への団体貸出や図書館員による読み聞かせサービス、各種体験学習の受け入れなど、学校図書館と市立図書館との連携を図ります。	図書館

4　スポーツ活動の推進

＜基本施策＞　＜施策の方向＞

- ４　スポーツ活動の推進
  - （１）生涯スポーツの推進
  - （２）競技スポーツの振興
  - （３）スポーツ環境の整備・充実

（１）生涯スポーツの推進

現状・課題

●市民がスポーツに親しむ目的やニーズが多様化しているとともに、子ども達の体力、運動能力の低下や高齢化社会への対応、障がい者や女性のためのスポーツなど地域社会全体で生涯スポーツ社会の実現に向けた取組が必要です。

施策の方向

① 活動機会の提供

市民の誰もが、いつでも、どこでも、それぞれの能力や状況に応じて、手軽にスポーツを楽しみ、継続的にスポーツ活動ができるよう、生涯スポーツを推進します。また、スポーツ大会や教室等を開催し、スポーツ活動ができる環境を整備します。更には、きめ細やかな住民ニーズを把握しながら、地域スポーツの推進を図るために、各地域に地域スポーツ主事を配置します。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
身近な地域で参加できるスポーツ事業の推進	多様なスポーツと関わりを持てるよう、マラソン大会や自治会対抗各種スポーツ大会、市民スポレク祭などのスポーツイベントを開催するとともに、内容の充実を図ります。 また、新たなスポーツなどを取り入れ、市民がスポーツを行うきっかけの場を提供します。	スポーツ推進課
健康・体力づくり運動の促進	生涯にわたる健康的生活習慣の一環として、スポーツを根付かせ、健康・体力づくりの運動を促進します。	スポーツ推進課
高齢者・障がい者スポーツ活動の推進	高齢者や障がい者が気軽に参加できるレクリエーションスポーツなどのスポーツ活動への参加を促し、参加者同士の交流を深めます。 また、スポーツ大会の開催において、障がい者と健常者が、スポーツにより交流が図られるように努めます。	スポーツ推進課

② 指導者の養成・育成

市民のスポーツ活動を支援するため、スポーツ推進の中核的役割を担う団体や指導者の育成に努めます。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
スポーツ推進委員の育成	スポーツ推進委員は、地域住民のスポーツ推進に関し、実技指導や助言、地域組織の育成などを行っており、今後もスポーツ推進委員としての指導力の一層の向上を図ります。	スポーツ推進課
スポーツコーディネーターの育成	地域でのスポーツイベントの企画やスポーツの指導、普及活動ができる人材や、地域で自主的な健康づくりを広める人材などをスポーツコーディネーターとして育成していきます。	スポーツ推進課

③ 総合型地域スポーツクラブの育成

子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が、生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現することができる総合型地域スポーツクラブの設立を支援するとともに、育成していきます

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
総合型地域スポーツクラブの設立、育成・支援	気軽にスポーツを見たり体験したりする機会を提供するために、総合型地域スポーツクラブの設立を支援するとともに、住民がより身近な場所でクラブに参加し、スポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブに対する研修などの支援を行います。	スポーツ推進課
総合型地域スポーツクラブ間の交流の推進	総合型地域スポーツクラブの活性化を図るため、意見交換や情報共有ができる場や機会をもうけるなど、各クラブの交流を推進します。	スポーツ推進課
クラブコーディネーターの養成	クラブを組織的に運営（コーディネート）していく人材を養成していくため、講習会への参加促進など、地域に根ざした人材養成事業を実施していきます。	スポーツ推進課

（２）競技スポーツの振興

現状・課題

●平成２４年のぎふ清流国体、ぎふ清流大会の開催を契機に競技力向上を一層推進することが必要であるとともに、指導者の養成・確保を図り、全国的な大会において活躍できる選手・チームを育成することが求められます。

施策の方向

① 各種大会・プロスポーツ観戦の場の提供

市民がスポーツを行うことへの動機付けのひとつとして、各種大会、プロスポーツなどの開催や誘致を図ります。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
全国大会・プロスポーツなどの開催・誘致	市民のスポーツへの関心や興味を高める機会として、全国大会、プロスポーツの試合などを積極的に誘致し、開催支援を図ります。	スポーツ推進課
一流スポーツ選手によるスポーツ教室の開催	全国大会・プロスポーツなどの開催を機に、一流スポーツ選手によるスポーツ教室等を開催し、技術力の向上を図ります。	スポーツ推進課
ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の支援	ぎふ清流国体・ぎふ清流大会を契機に、小学生から成年までの一貫した育成・強化を展開していきます。また、市内で行われる剣道、ラグビーフットボール、ライフル射撃（ＣＰ）、ゴルフ、アーチェリー、フライングディスク競技を大会後も、市民への周知・推進に努めます。	スポーツ推進課

② 選手の育成・強化

選手の育成・強化を推進するために、小学生から成年までの一貫した育成・強化とともに、関市体育協会等、スポーツ関係機関や団体と密接な連携を図っていきます。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
競技力向上への事業の展開	国際大会、全国大会で活躍できる選手育成のため、各競技団体の強化策に対して支援事業を進めていきます。	スポーツ推進課
プロスポーツや企業との連携	実業団チーム等の活動を支援するとともに、日本トップクラスの選手によるスポーツ教室などを開催します。	スポーツ推進課

③ 指導者の養成・確保

全国レベルの大会などで活躍できるチームや選手を育てるため、指導者を育成・支援します。また、指導者認定制度を構築し、運動部活動やスポーツ少年団、スポーツクラブに派遣し、技術力の向上を図っていきます。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
競技スポーツ指導者の育成及び支援	指導者育成のため、各競技団体や小学校、中学校、企業などと協力し、指導者講習会などで指導者を育成するとともに、講習会等の参加への支援を検討していきます。	スポーツ推進課
指導者認定制度	競技スポーツ指導者の認定制度を構築し、正しく指導できるスポーツ指導者バンクの設立を検討します。	スポーツ推進課
指導者派遣事業の実施	指導者認定制度を活用し、運動部活動やスポーツ少年団、クラブチームなどへの指導者派遣システムの構築を検討します。	スポーツ推進課

（３）スポーツ環境の整備・充実

現状・課題

●市民の多くは、身近な施設で気軽にスポーツを楽しみたいと望んでいることから、年齢や体力に応じたスポーツを自ら進んで継続的に楽しむための施設・設備の整備、充実や施設の活用が重要となります。

施策の方向

① 施設・設備の整備・充実

スポーツ施設を充実させ、スポーツに親しむ環境を整えます。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
小・中学校体育施設の地域住民への開放	小・中学校の体育施設は、地域のレクリエーションスポーツ活動の中心となる施設であり、より効率的な開放を図ります。	スポーツ推進課
誰もが利用しやすい施設の整備	平成 24 年のぎふ清流国体・ぎふ清流大会後も市民が気軽に利用できる施設とします。 また、体育施設、広場や公園等公共スポーツ施設の安全確保や多くの利用者が集い、気軽に活用できる施設整備を進めます。	スポーツ推進課

② スポーツ関係団体・スポーツクラブの育成

スポーツ活動をより充実させるため、スポーツ団体やクラブが自主的な運営のもとで、充実した活動を展開できるよう協力・支援をしていきます。また、選手の育成・強化についても、必要に応じた各競技団体やクラブへの支援をしていきます。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
スポーツ関係団体との協力・連携及び支援	学校、地域、民間と競技団体・スポーツ関係団体（体育協会、スポーツ少年団）、大学、企業、等との連携を強化し、スポーツの振興を図ります。	スポーツ推進課
各スポーツ団体への活動支援	スポーツ少年団等各スポーツ団体の活動を円滑に行うために必要な支援を行います。	スポーツ推進課
スポーツボランティアの育成・活用	スポーツボランティアについての講習会の開催や、各種イベント等において、ボランティア体験をする機会を設け、スポーツボランティアの育成を図ります。	スポーツ推進課

③ 情報の収集・提供

利用者にとってわかりやすい情報提供や、スポーツ施設を予約できるシステムの構築を検討するとともに、これらのシステムを通して利用者の声を聞き、市のスポーツ推進に生かせるよう努めます。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
スポーツ情報コーナーの設置と充実	市役所の窓口や拠点となる体育施設にスポーツ情報のコーナーを設置し、誰もが気軽に情報を知ることができるように整備します。	スポーツ推進課
インターネット活用による情報提供	利用者登録により、パソコンや携帯電話などによる施設予約システムの構築を検討します。 また、スポーツに関する様々な情報が得られるホームページを作成し、その活用を図ります。	スポーツ推進課

5　文化芸術活動の推進

＜基本施策＞　　＜施策の方向＞

5　文化芸術活動の推進
- （１）文化芸術に親しむ機会の充実
- （２）市民の主体的な文化芸術活動への支援
- （３）親しめる文化財の保護・活用
- （４）文化・歴史に親しめる施設環境の整備・充実

（１）文化芸術に親しむ機会の充実

現状・課題

●生活の中にゆとりや心の豊かさを求める価値観が高まる中で、文化芸術への関心も強まり、文化性に富む地域社会の形成が求められています。
●市民自ら文化芸術活動に参加するとともに、積極的に活動できるよう、機会や場の提供などの充実を図る必要があります。

施策の方向

① 文化・芸術鑑賞事業の充実

質の高い文化・芸術を提供し、文化・芸術についての理解を一層深めることができるよう鑑賞事業を実施します。

また、より多くの市民が主体的に文化・芸術に親しむ機会を充実するために、市民の文化・芸術鑑賞事業に対するニーズを把握し、幅広いジャンルの中からバランスの良い構成となるよう選択します。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
文化会館における鑑賞事業の充実	質の高い音楽鑑賞を中心として、市民が興味を持ち、鑑賞したい文化・芸術に対するニーズを把握し、子どもから高齢者まで皆が親しめる鑑賞事業を実施します。	文化課
篠田桃紅美術空間における鑑賞事業の充実	郷土ゆかりの作家や地域の自然や文化をテーマとした美術作品の展覧会など、市民が文化芸術に親しめる鑑賞事業を実施します。	文化課
身近な施設等における鑑賞の機会の提供	市の所蔵する郷土ゆかりの作家作品等を市役所等の施設において公開、展示し、広く市民に鑑賞の機会を提供します。	文化課

② 郷土の文化・芸術展示施設の運営

郷土にゆかりの深い先賢の偉業を顕彰し、その足跡を後世へ伝えるため、郷土の文化・芸術展示施設を運営します。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
文化・歴史に関する施設などの運営	円空館、洞戸円空記念館、惟然記念館、武芸川ふるさと館等で郷土にゆかりの深い「円空」、「広瀬惟然」、「仙厓義梵」等の先賢の仏像、俳句、書画等の作品及び資料を展示公開します。また、市民が郷土の文化・歴史への理解を深めるために企画展や講座を開催します。	文化課

③ 心豊かな次世代人材の育成

子どものときから文化・芸術に親しむことは、豊かな感性や情操を養い、人間性や個性の伸長のため、大切なことです。子どもたちが学校教育や地域の中で、多様な文化・芸術に触れる機会を一層充実することは、次代を担う人材を育成するために重要な課題です。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
出前俳句講座の実施	小・中・高校及び特別支援学校の授業の一環として、学校に出向き、地域の俳句指導者を講師に俳句作りを学びます。	文化課
子ども俳句教室の開催	小・中・高校及び特別支援学校児童生徒のうち希望者を対象に、地域の寺、神社、公園等を会場に自然を観察しながら俳句作りを学びます。	文化課
全国子ども俳句コンクール事業の実施	子どもたちの文化性、創造性を高めるとともに、コンクールへの参加により豊かな心の醸成を目的に、全国の児童生徒を開催します。	文化課
子ども向け美術企画事業の実施	地域の学校を会場とする出前講座「美術館が学校へ行く」や子供向けの企画事業を実施し、鑑賞及び造形活動等美術と触れ合う機会を充実します。	文化課

（２）市民の主体的な文化芸術活動への支援

現状・課題

●個人の創造性や表現力を高め、質の高い文化芸術作品が生み出されるよう、各種文化団体の活動を活性化することが必要です。

施策の方向

① 文化・芸術活動への積極的参加の促進

地域の特性を生かしながら、市民一人一人が参加できる芸術文化活動の促進を図ります。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
文化会館における市民参加事業の推進	文化芸術を通じて心の豊かさを醸成することから、より多くの市民が文化芸術活動に積極的に参加することを推進します。また、活動の成果を発表できる機会として、美術展、文芸作品展、音楽祭（洋楽・邦楽）などを充実します。	文化課

② 文化芸術活動への支援

市民自らが文化的教養を高め、文化的創造力を培うことができる環境づくりを進めるとともに、文化活動団体への支援を図ります。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
文化活動団体への支援	市民の文化活動の振興を図るため、文化協会を中心とした各種団体に対し、活動の場や発表の機会を提供するなど、文化活動を支援します。	文化課

（３）親しめる文化財の保護・活用

現状・課題

●本市には、有形・無形の多種多様な数多くの文化財や文化遺産があり、これらに親しみ、学ぶ場としての環境の整備が必要です。これらの貴重な文化財を活用し、様々なプログラムに取り組むことで、子どものふるさと観を醸成するとともに、関市の歴史と文化を次世代に伝える必要があります。

●文化財については、伝承者の高齢化や後継者不足から次世代へ伝えることが難しくなっています。

施策の方向

① 文化財の保護（保存・伝承）に向けた取組の充実

地域の宝である文化財を正しく次世代に伝えるため、関係機関との連携を図りながら、その保護（保存・伝承）に努めます。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
文化財基本調査の推進	市内各所に受け継がれている様々な行事、記念物など、地域の人々が大切に保管・保存・伝承している文化財についての調査を進めます。	文化課
天然記念物の育成調査の推進	希少動植物の絶滅を防ぎ、次世代に残すため、関係団体と連携して天然記念物の生育状態の調査・監視を行います。	文化課
新規文化財指定の推進	文化財基本調査・天然記念物の育生調査を進める中で、特に保護措置が必要と思われる物件については積極的に文化財指定を検討していきます。	文化課
指定文化財の保存・管理	貴重な財産を次世代に伝えていくために、指定文化財の管理者（所有者）との連携を強固にし、保存・管理を行います。	文化課
埋蔵文化財の発掘調査及び保存の推進	貴重な歴史的資産の喪失を防ぐために、開発などにともなう事前の試掘調査を行い、開発事業者との保存協議を行います。やむを得ず、「記録保存」の措置を講じなければならない場合は、本発掘調査を実施するとともに、その成果については、現地説明会や展示会などを開催し、市民への公開を通じて埋蔵文化財保護の啓発を行います。	文化課

取　組	取組内容	担当課等
後継者の育成	郷土芸能、伝統技術などを次世代へ正しく伝えていくために、それらの後継者育成を積極的に支援します。	文化課
日本刀鍛錬技術の保護・伝承	刃物まつりや春日神社の神事、古式日本刀鍛錬の一般公開など通じて、歴史と伝統を持つ技術の保護・伝承を積極的に図ります。	文化課
小瀬鵜飼の保護・伝承	長良川の鵜飼漁は、県の無形民俗文化財に指定されており、その流域にある小瀬鵜飼の保護・伝承は当市にとって最重要課題です。そのため、関連技術や習俗の調査を進め、鵜飼をめぐる環境整備を行い、国の重要無形民俗文化財の指定、のちにはユネスコの無形文化遺産登録を目指します。	文化課
所蔵資料の保存・活用	埋蔵文化財の発掘調査や市史編さん事業などにより収集された資料や民具が有効に活用できるように保存・整理を進めます。そのための収蔵庫の整備、展示施設の充実と、文化的価値のある彫刻、工芸品、書画、伝統行事などの映像化、デジタルアーカイブ化を推進します。	文化課

② 文化財の活用に向けた取組の推進

地域の文化財を広く市民に公開し、それらを活用する機会や場を提供し、文化財に対する正しい認識を深め、文化の向上を図ります。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
体験学習の推進	市の数多くの文化財を活用し、市民や子どもが利用しやすいように再整理して、各種施設での体験プログラムとして提供します。	文化課
地域資源を活かした学習機会の提供	地域の文化遺産を地域の将来を担う子どもに知らせ、地域を発見する喜びや愛着を育み、地域づくりにつながる地域学習機会の提供を推進します。また、学校教育との連携を強化し、授業の教材としての利用を促進します。	文化課
弥勒寺官衙遺跡群の整備促進	関市唯一の国指定史跡である弥勒寺官衙遺跡群を次世代へ伝えていくために、適切に保存・保護するとともに、学習の場としての史跡公園整備を促進します。	文化課
文化財の展示公開	文化財基本調査の成果や新規文化財指定などにともない、時機を得た内容の展示会・講演会などの開催を企画します。	文化課

③ 歴史と文化を活かした「まちづくり」に向けた取組の推進

本市における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその市街地が一体となって形成してきた良好な市街地環境（歴史的風致）を守り、向上させ、個性豊かな地域社会の実現と都市の健全な発展及び文化の向上を目指します。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
歴史文化基本構想の策定へ向けた取組	合併により広くなった本市における新しい地域アイデンティティを創出し、その絆を維持するものとして文化財や伝統文化を歴史的景観（環境）を含めて総合的にとらえ、まちづくりや地域の活性化に活かしていく方策を検討します。	文化課
歴史的風致維持及び向上計画の策定へ向けた取組	まちづくりの担当部局との連携を深め、行政と地域住民との協働のもと、文化財を地域の核として保存・活用していく方策を検討します。	文化課
文化財保護に携わる人材育成	市民の自発的な文化財保護活動に対する支援の枠組みづくりを進め、文化財保護に携わる人材育成を図り、地域における優れた事例についての情報発信を積極的に行います。	文化課

（４） 文化・歴史に親しめる施設環境の整備・充実

現状・課題

●市民が文化・歴史に気軽に親しむことができるよう、文化・歴史施設の適切な整備・充実が必要です。

施策の方向

① 文化・歴史施設の整備・充実

文化・歴史施設の状況を把握し、適切な整備及び補修を進め、市民が文化・歴史に気軽に親しむことができる環境づくりを進めます。

【主な取組】

取　組	取組内容	担当課等
文化・歴史施設の整備	関市円空館や関市洞戸円空記念館、塚原遺跡公園、武芸川ふるさと館、惟然記念館、ふるさと民具室、武芸川民俗資料館、篠田桃紅美術空間の計画的な施設・改修を進めます。	文化課
文化・歴史施設の管理	利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、施設の日常の点検と迅速な修繕を行います。	文化課
文化会館施設内の維持管理	文化会館は多くの市民が集い講演会やコンサートなど様々な催しが開催されるため、快適な利用環境を維持して行く必要があり、設備や機器の保守管理及び老朽化による改修などを進めます。	文化課

第５章　計画の推進

1　計画の進行管理

計画を効果的かつ着実に推進するためには、「ＰＤＣＡサイクル」[計画（Ｐｌａｎ）→実行（Ｄｏ）→点検・評価（Ｃｈｅｃｋ）→改善（Ａｃｔｉｏｎ）]を確立し、継続的に計画の進行管理を実施していく必要があります。

この本計画においては、行政評価により事業の実施状況を点検・評価し、その結果を踏まえて工夫・改善しながら計画の推進を図ります。

2　計画の見直し

急速に変化する社会の中で、教育を取り巻く課題も日々、変化しています。その結果、教育に対する市民のニーズも多様化することが予想されます。このような状況の変化に適切に対応するため、計画期間内であっても、必要であれば計画内容の見直しを行うものとします。

参考資料

1　計画策定の経緯

日　　時	内　　容
平成 23 年　12 月 16 日	第１回　検討委員会 ・計画策定に向けてのスキーム（策定の概要）について ・計画の骨子（案）について ・策定スケジュール
12 月 19 日	第１回　策定委員会 ・計画策定に向けてのスキーム（策定の概要）について ・計画の骨子（案）について ・策定スケジュールについて
平成 24 年　２月　８日	第２回　検討委員会 ・計画案について
２月 15 日	第２回　策定委員会 ・計画案について
２月 22 日 ～3 月 21 日	パブリックコメント

2　関市教育振興計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　関市の教育の目指す方向及び具体的方策を明らかにし、今後推進すべき施策等について提言を行い、関市教育振興計画（以下「教育振興計画」という。）の策定に資するため、関市教育振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は掲げる事項について調査研究を行い、教育委員会に意見を述べるものとする。

（１）教育振興計画の策定に関すること。

（２）その他関市の教育の振興のために必要と認められること。

（委員）

第３条　委員会は、委員 10 名をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

（１）　自治会関係者

（２）　社会教育委員

（３）　小中学校のＰＴＡの代表

（４）　社会教育関係団体の代表

（５）　スポーツ関係団体の代表

（６）　文化関係団体の代表者

（７）　市内の小学校、中学校の校長の代表

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成 24 年３月 31 日までとする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の任命後の最初の会議は教育委員会が招集する。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、教育総務課が行う。

附則

この要綱は、公布の日から適用し、平成 24 年３月 31 日をもってその効力を失う。

3　関市教育振興計画策定委員会名簿

（敬称略）

所　属　団　体　等		氏　　名	備　　考
1	自治会連合会の代表	山中　　一義	委員長
2	社会教育委員の代表	後藤　　信幸	
3	青少年育成協議会の代表	清水　　宗夫	
4	女性連絡協議会の代表	鈴木　　幸子	
5	文化協会の代表	平田　賢一郎	
6	体育協会の代表	酒井田　定男	
7	スポーツ少年団の代表	神谷　　秀幸	
8	ＰＴＡ連合会長の代表	中島　　昭裕	（武儀中学校）
9	ＰＴＡ連合会母親代表	小川　　美和	（桜ヶ丘小学校）
10	小中学校校長会の代表	畑佐　　芳美	（田原小学校）

4　関市教育振興計画検討委員会設置要綱

（設置）
第１条　関市教育振興計画（以下「教育振興計画」という。）を策定するため、関市教育振興計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　委員会は掲げる事項について検討を行う。
（１）教育振興計画の原案作成に関すること。
（２）教育振興計画の原案作成のための市民意識の把握に関すること。
（３）その他教育振興計画の作成に関し必要と認められること。
（委員会の組織）
第３条　委員会は、委員長及び委員 10 名をもって組織する。
２　委員長は教育委員会事務局長をもって充てる。
３　委員は、企画部企画政策課長、福祉部子ども家庭課長、教育委員会各課長、地域教育事務所の西地域及び東地域から各１名をもって充てる。
（委員長の任期）
第４条　委員の任期は、任命の日から平成 24 年３月 31 日までとする。
（委員長の職務）
第５条　委員長は、委員会を総括する。
２　委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
（委員会の招集）
第６条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
（関係職員の出席）
第７条　委員長は、必要と認める場合は、関係職員に対し委員会の会議への出席を求めることができる。
（専門部会）
第８条　委員会の下に教育基本計画検討専門部会（以下「部会」という。）を置く。
２　部会は、委員長の指示を受けて、教育計画の原案の作成のための具体的施策の研究を行う。
３　部会は、委員長が指名する職員をもって組織する。
４　部会に部会長を置き、部会に属する職員のうちから委員長が指名する。
５　部会長は、部会を招集し、議事を進行するとともに、部会における検討状況を委員会に報告するものとする。
６　前条の規定は、部会に準用する。
（庶務）
第９条　委員会の庶務は、教育総務課が行う。
（委任）
第 10 条　この要綱に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

5　関市教育振興計画検討委員会名簿

（敬称略）

所属部署等		役職	氏名	備考
1	教育委員会	事務局長	山田　純男	
2	教育委員会教育総務課	課　長	和座　豊秋	
3	教育委員会学校教育課	課　長	青木　廣志	
4	教育委員会生涯学習課	課　長	多治見　正彦	
5	教育委員会文化課	課　長	植村　道生	
6	教育委員会スポーツ振興課	課　長	各務　克美	
7	教育委員会学校給食センター	事務長	安田　由美子	
8	教育委員会関商工高等学校	事務長	足立　太一	
9	企画部企画政策課	課　長	井藤　敏博	
10	福祉部子ども家庭課	課　長	西部　滋雄	
11	板取地域事務所	所　長	長屋　睦	
12	武儀地域教育事務所	所　長	武藤　好美	

事務局	教育委員会教育総務課	課　長	和座　豊秋	
	教育委員会教育総務課	課長補佐	後藤　浩史	

6 用語解説

か行

学校規模の適正化

学校教育法施行規則では、公立小・中学校の規模は、12～18 学級を標準規模としている。

学校評議員

平成 12 年の学校教育法施行規則の一部改正に基づき、地域に開かれた学校づくりを推進する観点から、校長が学校運営に関し、保護者や地域住民等の意見を幅広く求めるために学校評議員制度が始まった。校長の推薦により教育長が委嘱する。

学校評議員は、主に以下のような役割を担っている。

〇教育活動・学校運営への意見を述べる

〇保護者・地域との連携協力の橋渡し役としての役割を担う

〇学校関係者評価（外部評価）を行う

学習指導要領

文部科学省が全国で一定の教育水準を確保するために、各校種ごとに、各教科等の目標や内容などを定めた基準。ほぼ 10 年ごとに改訂が行われており、小中学校の新学習指導要領は 20 年 3 月に告示された。小学校では 23 年度から、中学校は 24 年度から全面実施され、21 年度から移行措置（一部の前倒し実施）が行われている。

学校施設の耐震化

新耐震基準施行の昭和 56 年以前に建設された校舎や体育館を対象として、耐震診断を実施し、地震に対してどの程度耐えることができるかを調べ、耐震性能を有すると判断されなかった建物について耐震補強ないしは改築を実施している。

家庭教育学級

学校と家庭が連携を取りながら、子どもの成長と発達や家庭の教育機能等について共に考え学びあう機会を持ち、地域社会における家庭の教育力の向上を図ることを目的に実施している。

た行

団体貸出

市内の小・中学校や読書活動を行う団体を支援するため、図書の貸出を行うことができる制度のこと。

特別支援教育

障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

は行

標準規模

公立小・中学校の規模は、学校教育法施行規則などで「12～18 学級」が標準規模とされている。

放課後子ども教室

すべての子どもを対象に、地域の方々の参画のもと、放課後や週末に子ども同士・子どもと大人の交流の機会を設け、体験及び学習活動を行う事業。

ＡＢＣ

ＩＣＴ教育

ＩＣＴとは、Information and Communication Technology の略のことで、情報コミュニケーション技術を活用し、子どもたちの情報活用能力をはじめコミュニケーション能力その他の学習活動を高める教育。

関市教育振興計画

発行日 平成 24 年３月
発　行 関市
編　集 関市教育委員会教育総務課
〒501－3894　岐阜県関市若草通３丁目１番地
TEL 0575－23－7718　　FAX 0575－23－7747
http://www.city.seki.gifu.jp